

監査公表第26号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和3年3月22日

新城市監査委員 原 義 弘  
新城市監査委員 下 江 洋 行

監査結果の措置対象  
監査委員事務局

監査結果報告年月日  
令和3年3月3日

監査結果に対する措置通知年月日  
令和3年3月19日

講じた措置等の内容

【監査委員事務局】

《意見1》

定例・行政監査調書について、主要業務の進捗状況を把握しやすくするため、数値的に捉えるなどにより「見える化」を図ることが出来るよう調書の様式を検討されたい。

《措置状況》

主要業務の進捗状況を把握できるよう、調書の記入例に「年間予定数量」と「現在完了数量」、「進捗率」を記載するように書き加えることとします。

《意見2》

是正措置の改善状況の報告についても、状況を把握しやすくするため数値化等により回答されるよう、該当部署に指導されたい。

《措置状況》

監査結果に対する措置状況の報告に、措置した状況について具体的な数値等を記載するように書き加えることとします。